

研究開発型ベンチャー検討課題

I ベンチャー創出・育成に関する支援方策

1 資金的支援

(1) 研究開発・経営支援制度等

① 出資制度

- ・ 「死の谷」を克服するために、分野の特性に応じ、大規模なリスクマネーの投入が必要
- ・ エンジェルや VC 等民間からの出資を活性化するとともに、将来性のある事業に集中的に投入するスキームが必要
- ・ 公的機関による出資制度の改善
- ・ 創業支援型ベンチャーキャピタルの育成も重要。育成施策として、ドイツの BTU プログラムが参考
- ・ クラスターなど広域ブロックを単位としたベンチャー支援体制の整備
- ・ 年金基金、外国投資等含めた幅広い投資の喚起の必要

② 証券市場関係の諸制度

- ・ 私募制度の活性化(適格機関投資家の範囲の拡大等)
- ・ 未公開株式市場の規制緩和

③ 融資制度

- ・ 公的機関による信用保証機能の充実
- ・ 知的財産権等を活用した資金調達、知的財産の流通市場の整備、知的財産権の適切な評価手法の確立

④ 補助金制度

- ・ ベンチャーの側に立った補助金制度への改善(概算払い等支払方法の改善、申請書類の簡素化等)
- ・ 国、都道府県、公的機関の実施する補助金の公募情報等の情報提供について、申請者側の視点に立った在り方とする必要

⑤ SBIR(中小企業技術革新制度)

- ・ベンチャー企業が利用しやすいSBIR制度の在り方(支払方法の改善等)

⑥ 研究機器・設備等ベンチャー育成(政府調達等)

- ・技術力あるベンチャー企業からの調達の機会拡大

(2) 税制

平成 15 年度税制改正において、個人投資を促進するため、エンジェル税制の拡充、証券税制優遇措置の拡大、また、企業や大学における新たな設備や研究開発への投資を可能とするため、研究開発税制の大幅な拡充、内部留保金課税の停止、私立大学への寄附にかかるみなし譲渡所得を非課税とするなど諸制度改正がなされたところ。

これらの制度の活用を促進するとともに、さらに個人投資家によるベンチャー投資へのインセンティブを高めるため、以下に掲げる点の検討が必要。

ア 証券税制優遇措置

- ・未公開株式の扱いについて

【15 年度税制改正】

- 上場株式等については、配当、株式投資信託の収益分配金にかかる税率を一律原則 20%(平成 15 年以後5年間、株式譲渡益、配当等に対し、10%の軽減税率適用)

イ エンジェル税制

- ・15 年度税制改正の周知を図るとともに、今後の活用状況等見守りながら、さらに検討

【15 年度税制改正】

- 特別控除制度の創設(ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡額から控除)
- 適用要件の見直し(外部資本要件を 1/3→1/6、エンジェルについて公開後 1 年以内譲渡の要件を 3 年以内譲渡に緩和)

2 起業関係制度改革

(1) 会社・組合法制

① 会社の設立と運営

- ・ 中小企業挑戦支援法により、設立後5年間は最低資本金の制約を受けない会社設立を認められ、起業しやすい制度環境が整えられたところ
- ・ 会社設立にかかる手続きの簡素化・迅速化等を図る必要

② 組合法制度

- ・ 個人金融資産をまとめて有効な投資資本とするため、投資のプロが管理するファンドを通じた投資活動の活性化を図ることが重要。現行の組合制度の課題を検証し、税制上の措置を含めて制度環境のあり方について検討する必要。
- ・ その際、LLC制度について、その特性(独立した法人格性、組合に対する非課税(税務上のパススルー性)、構成員の有限責任)も含めて検討。また、「投資事業有限責任組合」についても検討。

③ ベンチャー企業のガバナンスの充実

- ・ 取締役会の開催の容易化等により、取締役会を通じたガバナンスの向上に努める必要。
- ・ ベンチャー側も、出資者に対する経営状況等情報の開示を積極的に実施する必要。

(2) 倒産法制

- ・ 個人保証によらない融資制度
- ・ 再挑戦を可能とする差押禁止財産・自由財産の範囲の拡充

3 経営・技術・法務等の専門的支援

① 専門家によるベンチャー起業支援に向けての体制作り

- ・ 起業支援ができる専門的人材層を拡充していく必要(量的充実、研修、報酬体系等)
- ・ 起業家や大学関係者によるアクセスの容易化(各専門家団体に窓口設置、クラスターなど広域ブロック単位でベンチャー支援の拠点を設け、専門家人材を確保)
- ・ 専門家がボランティアとして一定時間登録し、起業支援活動を行う体制の構築

② 専門的人材の派遣

- ・ 政府のコーディネーター、アドバイザー派遣について、民間のノウハウを活用する等弾力的な事業運営について検討する必要

③ 創業支援型ベンチャーキャピタリストの育成

- ・ 創業支援型ベンチャーキャピタリストの育成が重要
- ・ ドイツにおける支援例(BTU プログラム)も参考

4 人材育成・起業家教育

① 大学・大学院における起業家教育

- ・ 文科系・理科系といった垣根の撤廃、文理融合型人材の育成が重要。
- ・ 起業家・経営人材育成コースの充実(MBA、MOT 等)、社会人向け起業家育成講座
- ・ インターンシップの普及

② 小中学生・高校生段階での起業教育

- ・ 起業家と生徒の出会いの機会を作るプログラム、起業体験プログラム等の普及・拡大
- ・ 社会科のカリキュラムの中で、会社の仕組みの教育を充実

II 大企業や大学からの技術・人材のスピンの円滑化

① 人材の流動化

- ・ 大企業におけるスピン・オフ体制の整備(退職金制度、年金制度の整備、知的財産・営業秘密の取扱い、競業禁止等退職時の契約の在り方)
- ・ 大学と企業、製造業と金融業等業界間の人材の流動化促進

② 大企業との連携

- ・ 大企業との取引関係は、ベンチャー企業にとって、次の販路の開拓等重要な実績。大企業側も、ベンチャーとの協力を通じて、新事業分野に参入を試みる例もある。大企業とベンチャー企業とのビジネスパー

トナーとしての関係の醸成を期待

- ・ 交流の場の提供等経済団体による支援が重要

③ スピンオフベンチャーのさらなる育成

- ・ スピンオフ後のベンチャーを核にしたクラスターを形成することなどによりベンチャーをさらに育成していくことも重要

④ 大学側の積極的な取組

- ・ 各大学において、利益相反の取扱い、兼業許可基準、知的財産の管理体制等を明確化する等産学官連携に積極的に取り組めるよう環境整備を進める必要
- ・ 任期付任用による採用を促進。従来からの個別の大学研究室と大企業との繋がりにとらわれず、研究開発成果を社会に還元する最適なパートナーを選択して産学官連携を推進
- ・ 大学研究者、事務職員についても、ビジネス関連知識の理解の向上に努める必要
- ・ 産業界からみた大学の窓口を一元化するとともに、創業支援型ベンチャーキャピタリスト、TLO、大学内の産学連携機関等一体となって支援する体制整備

④ 知的財産権の保護と活用

- ・ 知的財産のインフラ整備を一層充実させる観点から、例えば、特許データベースの使いやすさを向上させる必要
- ・ ベンチャー企業は、専門家の支援等も得ながら、知的財産権を自らしっかり守っていく必要
- ・ ベンチャー企業が特許侵害等紛争に巻き込まれた場合の弁護士費用等カバーする権利保護保険のスキームも検討

III 起業家や各種の支援者をコーディネートする方策の課題

① 支援施策の有機的連携の確保

- ・ ベンチャー創出・育成のための個々の施策は徐々にそろいつつあるが、システム全体が有機的に一体として機能するまでには至っていない。

- ・ 各施策を有機的に組み合わせるため、関係府省・団体等の連携を強化する必要
- ② クラスターなど広域ブロックを単位としたベンチャー支援体制
- ・ クラスターなど広域ブロック単位に拠点を設け、助成事業や人材支援事業等の紹介、専門家人材へのアクセスポイントの提供等を行う中核的体制整備
- ③ TLO の充実及び各 TLO の連携
- ・ 従来の実績評価等も勘案しながら、各 TLO において、他の TLO との相互協力などにより、一層の体制やサービスの充実化に向けて検討
- ④ シーズ発掘から事業化までを一貫して推進する事業体制の構築
- ・ アメリカのアリゾナに本部を置く RCT (Research Corporation Technologies) では、全米の大学を対象としてシーズを収集し、そのうちの一部を独自に実用化・製品化し、民間事業者にライセンス、あるいは自らベンチャーの立ち上げを実施。「死の谷」を克服するため、TLO と連携し、その機能を補完する観点から、民間事業のモデルとして検討に値する。

IV 分野別の課題

1 ライフサイエンス分野

- ・ バイオ系ベンチャーでは、生物化学系の実験を行うために初期投資として多額の資金が必要であり、共同利用できる研究施設(ウェットラボ)等プラットフォームの整備の必要があるとともに、分析機器等の高価な機材購入等のための資金調達支援が必要。
- ・ 収益を得るまでに長期間のタイムラグがあり、ベンチャー設立から売上による収入が得られるようになるまでの期間の資金調達支援が必要。
- ・ 財務状況が厳しいベンチャーも多く、補助金等の審査過程における

財務状況の審査の柔軟化が必要。

- ・ 特に医薬品については製品化までの期間が長く、創薬系ベンチャーに係る審査についてはファストトラック制度を活用する等審査の迅速化を図ることが重要。
- ・ 基礎研究に近い領域での取組であることから、研究開発の成果には予測しがたい部分もあり、補助金等による研究開発において、事業途中の内容変更等柔軟に対応する必要。
- ・ cDNA バンクや生物遺伝資源バンクへのアクセスを容易にする方策の検討が必要。

2 情報通信分野

- ・ 事業と収益に関するビジネスモデルが、マーケットの感覚にマッチしていることが特に重要であり、技術だけでなく、マーケティング面の支援（人材育成を含む）が重要
- ・ IT では、世界的な標準化（デファクトを含む）が命運を決するため、世界的な視野のベンチャーを育成する必要
- ・ ソフトウェアのような下請け構造におち入りやすい分野では、これを避けるため、大企業と対等に連携でき、デファクトを勝ち取る技術力が最も必要。大学とITベンチャーとの共同研究を支援するなど、大学をベンチャーの目利きとして活用し、研究開発、実用化の資金的支援を行う必要。

また、ベンチャー起業後、いかに大企業に高く買収されるかという戦略を支援することも重要。

- ・ 情報通信分野は技術の進歩のスピードが速いため、起業にあたり、迅速な施設・整備の支援、また、失敗しても立ち直るための支援が必要。

3 環境分野

- ・ 技術ありきのベンチャー創造(シーズ型)よりも課題ありきのベンチャー創造(ニーズ型)が必要。
- ・ 実際の事業化にあたっては、すべての状況下において同一の技術が適合するかどうかの判断が困難であり、フィールドワーク(現場)が重要。
- ・ 環境分野は、技術選定型が現実的であり、ベンチャーキャピタルによるコンペ方式が重要。

4 ナノテクノロジー・材料分野

- ・ ナノテク分野の特徴として、大学や研究機関が技術シーズを有していることが多い。その事業化の方策としてのベンチャー支援としては、大学内において、事業化を支援するインキュベーションスペースの設置等大学内の研究者との交流を保ちながら事業化を進める環境整備が必要。
- ・ ナノテクの基盤となる加工・計測装置の事業化が重要であり、装置を開発しているベンチャーについては、政府調達における優先的購入等支援していく必要。
- ・ ナノバイオ分野においては、事業化に向け膨大な資金が必要となることが多く、その資金提供の中核を担うベンチャーキャピタルなどの資金提供機関の質・量の向上が必要。応用用途が医療関係になる場合には、製品化に向けた安全性等に係わるデータの収集や審査の過程を経ることとなるが、この期間の短縮はベンチャーにとって大きなメリットが期待される。現在、整備が進められている大規模治験ネットワークの運用に当たって、ベンチャーの特殊性に配慮した柔軟な運用が期待される。

